

令和6年3月21日

特別用途表示の許可等に関する委員会における部会の設置について

特別用途表示の許可等に関する委員会

委員長 石見 佳子

特定保健用食品（健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第2条第1項第5号に規定する食品をいう。以下同じ。）の表示許可等に関する調査審議を行うため、下記のとおり部会を設置する。

記

1. 設置する部会の名称

特定保健用食品の表示許可等に関する部会

2. 設置の理由

特別用途表示の許可等に関する委員会が、同委員会運営規程第5条第1項第1号に基づき、特別用途表示の許可等に係る申請内容のうち、特定保健用食品に係る表示許可等の適否等を審議する場合において、申請内容が妥当であるか又は特定保健用食品に係る表示許可等の適否を審議するに当たり必要な事項について調査審議するため、同委員会に部会を設置する。

3. 部会の所掌

特別用途表示の許可等に係る申請内容のうち、特定保健用食品に係る申請内容に関する事項及び特定保健用食品に係る表示許可等の適否を審議するに当たり必要な事項について調査審議する。

4. 部会の委員

別紙のとおりとする。

以上

(別紙)

特定保健用食品の表示許可等に関する部会
委員名簿

五十音順・敬称略

阿部 裕	国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第二室 室長
石見 佳子	東京農業大学総合研究所 教授
稲野 彰洋	福島県立医科大学附属病院臨床研究センター 特任教授
上原 万里子	東京農業大学応用生物科学部 教授
○ 佐藤 淳子	順天堂大学大学院医学研究科代謝内分泌内科学 准教授
辻 典子	十文字学園女子大学人間生活学部 教授
八村 敏志	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
飛田 英祐	大阪大学大学院医学系研究科医療データ科学寄附講座 特任教授
山内 淳	東京農業大学国際食糧情報学部 教授

○：部会長